

ビジネスサポート支援支援制度

宮崎空港発着の国際定期便を利用してビジネス活動を行う場合、
人数に応じて渡航経費の一部を支援します！

対象期間

令和2年4月1日出発便～令和3年3月31日到着便 ※予算の上限に達した時点で終了します。

支援の内容

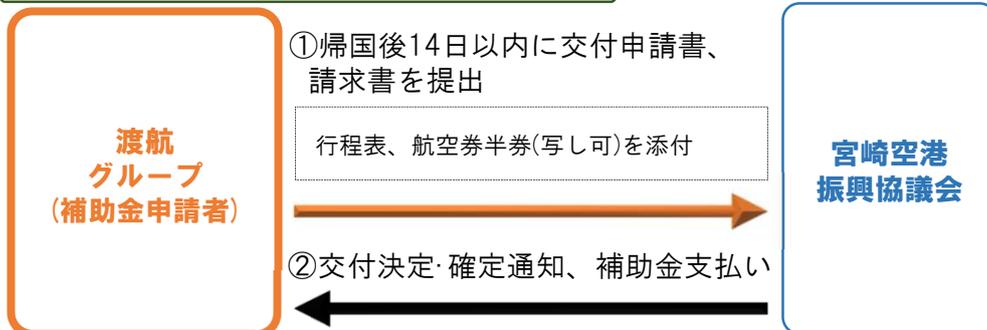
宮崎空港を発着する国際定期便を利用して、海外でビジネス活動を行う場合、その事業者に対し、渡航する人数に応じて渡航経費の一部を補助します。

補助対象	支援額（渡航者1人あたり）		上限
	片道利用	往復利用	
県内の事業者	5,000円	10,000円	・1回の渡航につき、5人分までが上限 ・1年度につき、複数回の申請は可であるが、20万円が上限（本社、支店、営業所など、それぞれで申請する場合、それらの合計で20万円が上限）
県外の事業者	3,000円	6,000円	

○条件等

- ① 事業者が海外での業務を実施するために、事業者の経費により、宮崎空港を発着する国際定期便を利用して事業者の社員を渡航させる場合が対象となります。
(対象となるケース)
 - ・事業者が海外において個別企業との商談を行う場合
 - ・事業者が海外での展示会・商談会等に出展・参加する場合
 - ・事業者が海外での研修会・視察等を実施する場合 等(対象とならないケース)
 - ・事業者の社員旅行、報奨旅行等として渡航する場合
 - ・旅行会社の社員等が添乗用務として渡航する場合
 - ・公費による補助を受けて実施される事業に参加して渡航する場合
 - ・公的機関の委託事業として渡航する場合
 - ・個人事業者による渡航で、渡航先での主たる目的が当該個人事業者の業務以外の場合 等
- ② 渡航者は申請する事業者の社員であることが必要です。
- ③ 「県内事業者」とは、宮崎県内に事業所があり、かつ当該事業所に勤務する社員を渡航させる事業者をいい、それ以外は「県外事業者」となります。
- ④ 年度をまたぐ渡航は、片道のみについても補助対象となりません。
- ⑤ 宮崎空港振興協議会が行う他の補助金との重複はできません。

申請手続き



様式など、詳しくは
「みやざき空旅 | 宮崎空港
振興協議会ホームページ」にて
ご確認ください。
ホームページURL
<http://www.miyazaki-apc.jp>

みやざき空旅

検索



(注意事項)

- ① 補助金の振込先は、事業者の口座とします。ただし、グループ名義の口座名の使用も可能です。
- ② 渡航終了後14日以内に当該年度の3月31日を迎える場合は、申請書の提出期限は、3月31日とします。

お問合せ先 宮崎空港振興協議会（事務局 宮崎県総合政策部総合交通課）
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁本館3階
TEL:0985-26-7058 FAX:0985-24-1383 E-mail:hojyo-shinsei@pref.miyazaki.lg.jp